

Q282. 第一審判決で残業代（割増賃金）と付加金の支払を命じられてしまいました。付加金の支払を免れる方法はありませんか。

裁判所は、未払残業代（割増賃金）がなければ、付加金の支払を命じることができません。

したがって、第一審判決に対して控訴し、未払残業代の全額について弁済した上で控訴審において未払残業代弁済の事実を主張立証すれば、未払残業代の請求も付加金の請求も棄却されますので、付加金の支払を免れることができます。